

令和 4 年 3 月 3 1 日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

令和 4 年 3 月 3 1 日以降に申請する訓練科の認定申請について、「求職者支援訓練の認定基準等について」、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」、「認定申請様式」の改正を行いました。主な変更点については、次のとおりとなります。改訂項目一覧については、別紙のとおりです。

※具体的な相談・申請については、各都道府県支部までお問い合わせください。

令和 4 年度以降の特例措置の実施について

令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する訓練において適用されている以下①から④の特例措置については、令和 5 年 3 月 31 日までに開始される訓練においても適用されることとなります。

- ① 訓練実施実績の要件
- ② 短期・短時間特例訓練
- ③ 介護分野等に係る基本奨励金の単価 1 万円上乘せ措置
- ④ オンライン訓練の通所要件及び実技科目での実施

震災対策特別訓練コースの終了について

「震災対策特別訓練コース」については、令和 3 年度末をもって終了いたします。

キャリアコンサルティング担当者の要件変更について

職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カードアドバイザーのほか、キャリアコンサルティング技能士（1 級又は 2 級）についてもキャリアコンサルティングを行う者として認められることとなりました。

ISO29990 廃止による後継規格の取扱いについて

職業訓練サービスガイドライン研修を受講していない場合に同程度以上の民間教育訓練機関の質保証・向上の取組として要件化されていた ISO の取得については、ISO29990 の廃止に伴い ISO29993 及び ISO21001 を取得していることが要件となりました。また、加点要素からも除外されます。

令和4年3月31日以降に申請する訓練科からの申請の留意事項 改訂項目一覧

別紙

番号	文書	改訂箇所	ページ	改訂内容	備考
1	①留意事項(本文)		目次 上	留意事項の適用時期について	
2	①留意事項(本文) ②留意事項(別紙2)	① 第6 2. (1)④ロ ① 第6 2. (4)④ロ		訓練実施実績の要件(※時限措置の延長)	今般の改正に伴い、以下のとおり時限措置の継続が決定しました。 (旧) 求職者支援訓練の認定を受けようとする申請者は、訓練を開始しようとする日から遡って3年間に於いて、申請する訓練科と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行った実績を有する必要があります。(過去に適切に求職者支援訓練を実施したことがある場合に限り、訓練を開始しようとする日から遡って3年より前の期間を実績とすることができます。 ※令和4年3月31日までの間に開講する訓練科を申請する場合に限る時限措置です。) (新) 求職者支援訓練の認定を受けようとする申請者は、訓練を開始しようとする日から遡って3年間に於いて、申請する訓練科と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行った実績を有する必要があります。(過去に適切に求職者支援訓練を実施したことがある場合に限り、訓練を開始しようとする日から遡って3年より前の期間を実績とすることができます。 ※令和5年3月31日までの間に開講する訓練科を申請する場合に限る時限措置です。)
3	①留意事項(本文) ②留意事項(別紙3-2)	①第6 1. (14)		短期・短時間特例訓練について(※時限措置の延長)	今般の改正に伴い、以下のとおり時限措置の継続が決定しました。 (旧) 令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間に開始される訓練コースであって、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする以下①のような特定求職者等に対して行う実践コースの場合、訓練期間が2週間以上6か月以下で、訓練時間が1か月につき60時間以上100時間未満、かつ、1日につき原則として2時間以上6時間以下であるものを「短期・短時間特例訓練」として訓練を実施できます。(ただし、訓練期間が3か月以上であって、訓練時間が1か月につき100時間以上の訓練コースを除きます。) ① 主として複数の事業所で雇用される者、不安定な就業状態にある者(期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者等)といわゆる非正規雇用労働者等の在職中の者で訓練受講にあたって訓練時間に特に配慮を必要とする者 (新) 令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に開始される訓練コースであって、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする以下①のような特定求職者等に対して行う実践コースにおいて、訓練期間が2週間以上3か月未満であるものを「短期特例訓練」、訓練期間が1か月につき60時間以上100時間未満、かつ、1日につき原則として2時間以上6時間以下であるものを「短時間特例訓練」、訓練期間が2週間以上3か月未満であり、訓練時間が1か月につき60時間以上100時間未満、かつ1日につき原則として2時間以上6時間以下であるものを「短期・短時間特例訓練」として実施できます。 ・複数の事業所で雇用される者、不安定な就業状態にある者(期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者等)といわゆる非正規雇用労働者等の在職中の者で訓練受講にあたって訓練時間に特に配慮を必要とする者、又は職業相談を通じて短期特例訓練の受講が就職可能性を高めるために有効と判断される雇職者
4	①留意事項(本文)	① 第6 2. (5)⑩		介護分野等に係る基本奨励金の単価1万円上乗せ措置(※時限措置の延長)	今般の改正に伴い、以下のとおり時限措置の継続が決定しました。 (旧) 令和4年3月31日までの間に訓練を開始した介護・医療・福祉分野の介護職員初任者研修、実務者研修、生活援助従事者研修及び居宅介護初任者研修のいずれかの資格習得に伴う訓練(基礎コース、実践コースのいずれも可)を対象として、一定の要件を満たす場合に、認定職業訓練実施基本奨励金の上乗せを行う特例措置が設けられました。特例措置をなお、奨励金に関する取扱いは労働局へお問い合わせください。 (新) 令和5年3月31日までの間に訓練を開始した介護・医療・福祉分野の介護職員初任者研修、実務者研修、生活援助従事者研修及び居宅介護初任者研修のいずれかの資格習得に伴う訓練(基礎コース、実践コースのいずれも可)を対象として、一定の要件を満たす場合に、認定職業訓練実施基本奨励金の上乗せを行う特例措置が設けられました。特例措置を希望する場合は、職場見学等実施計画書(A-5)を添付してください。 なお、奨励金に関する取扱いは労働局へお問い合わせください。
5	①留意事項(別紙15)			オンライン訓練の通所要件及び実技科目での実施(※時限措置の延長)	今般の改正に伴い、以下のとおり時限措置の継続が決定しました。 (旧) ・オンライン訓練を実施するコースでも、通所の方法による訓練時間を総訓練時間の40%以上(令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間に開始する訓練に限り20%以上)確保してください。 ・職業スキル(実技科目)については、令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間に開始する訓練に限りオンラインで実施可能です。 (新) ・オンライン訓練を実施するコースでも、通所の方法による訓練時間を総訓練時間の40%以上(令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に開始する訓練に限り20%以上)確保してください。 ・職業スキル(実技科目)については、令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に開始する訓練に限りオンラインで実施可能です。
6				震災対策特別訓練コースの廃止	今般の改正に伴い、震災対策特別訓練コースの廃止が決定しました。
7	①留意事項(本文) ②認定申請様式	①第6 2. (10)④、⑤ ①第6 2. (11)③ロ ①第6 2. (22)ロ ②認定様式第9号		キャリアコンサルティング担当者の要件について	今般の改正に伴い、以下のとおりキャリアコンサルティング担当者の要件が変更となりました。 (旧) キャリアコンサルティング担当者は、申請時点で実施機関においてジョブ・カードの作成支援をすることができる能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー(※)である必要があります。 (新) キャリアコンサルティング担当者は、申請時点で実施機関においてジョブ・カードの作成支援をすることができる能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー(※)又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)である必要があります。
8	①留意事項(本文) ②認定申請様式	①第6 2. (3)⑤ ①第6 2. (21)② ②認定様式第3号		ISO29990廃止による後継規格の取扱いについて	職業訓練サービスガイドライン研修を受講していない場合に同程度以上の民間教育訓練機関の質保証・向上の取組として要件化されていたISOの取得については、ISO29990の廃止に伴いISO29993及びISO21001を取得していることが要件となりました。また、加点要素からも除外されます。
9	①留意事項(本文) ②留意事項(別紙13) ③留意事項(別紙14)	① 第6 2. (5)⑩		IT分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置について	令和3年12月21日から令和7年3月31日までの間に訓練を開始したIT分野の訓練コースのうち、奨励金上乗せの要件に該当する訓練を対象として、認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置が設けられました。
10	①留意事項(本文) ②留意事項(別紙3-1)	①第6 1. (15)		短時間訓練	実践コースを実施する場合、訓練期間は3か月以上6か月以下の適切な期間を設定する必要がありますが、一定の要件を満たす場合は、2か月での訓練コースの設定が可能です。
11	①留意事項(本文)	①第7 5.		合同実施について	一定の要件を満たす場合、訓練コースの合同実施が可能となりました。
12	①留意事項(別紙6)			教室、実習室及び事務室等に係る留意事項について	「4. その他訓練環境」の留意事項について、以下のとおり変更しました。 (旧) (1)トイレは、教室や実習室のある建物内にあり、男女別であること(男性用と女性用のトイレの入口が別々にあり、それぞれのトイレの利用者が男性又は女性に限定されているものであること。)が必要です。 (新) (1)トイレは、教室や実習室のある建物敷地内にあり、男女別であること(男性用と女性用のトイレの入口が別々にあり、それぞれのトイレの利用者が男性又は女性に限定されているものであること。)が必要です。 (2)実施状況確認時、機械職員2人が入室可能かつ書類を確認できるスペースが必要(他の空き部屋等を利用できる場合、この限りではない)。
13	①留意事項(別紙15)			オンライン訓練を行う際の事前説明について	オンライン訓練の事前説明について、実施方法を変更した点。
14	全般			【修正】軽微な文言の追記・修正。	